

令和4年 第2回臨時会

# 岩見沢市教育委員会会議録

令和4年3月28日 開会

令和4年3月28日 閉会

岩見沢市教育委員会

# 令和4年 第2回臨時会

## 岩見沢市教育委員会会議録

(令和4年3月28日)

### ○本委員会に付議した議件

- 1 議案第24号 岩見沢市教育委員会の人事について
  - 2 議案第25号 岩見沢市地域子ども会活動補助金交付要綱の一部改正について
- その他 岩見沢市立小中学校における就学校の変更許可事務処理要領の一部改正について

### ○本委員会に出席した者

|       |           |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 三 角 光 二   |
| 委 員   | 秋 山 信 也   |
| 委 員   | 杉 野 幹 夫   |
| 委 員   | 菊 池 亜 希   |
| 委 員   | 遠 藤 か ず み |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 教 育 部 長          | 所 美 穂 子 |
| 教 育 部 次 長        | 住 吉 功 成 |
| 学 校 教 育 課 長      | 戸 沼 貴 志 |
| 指 導 室 長          | 出 口 哲 也 |
| 学 校 給 食 課 長      | 田 公 寿 幸 |
| 生涯学習・文化・スポーツ振興課長 | 白 石 丈 人 |
| 教 育 施 設 課 長      | 大 内 規 裕 |
| 子 ども 課 長         | 小 野 直 樹 |
| 図 書 館 長          | 中 川 和 彦 |
| 緑陵高等学校事務長        | 廣 田 康 裕 |
| 事務局学校教育課総務係長     | 和 田 佳 晴 |
| 事務局学校教育課総務係      | 岩 端 浩 太 |

午後4時00分 開会

○三角教育長 それでは、ただ今から令和4年第2回教育委員会臨時会を開催いたします。  
本日の署名委員につきましては、遠藤委員さんをお願いいたします。

初めに、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○所教育部長 議案第24号 岩見沢市教育委員会の人事について。

令和3年度教育委員会の人事について、同意を求めようとするものであります。

議案第25号 岩見沢市地域子ども会活動補助金交付要綱の一部改正について。  
岩見沢市補助金等交付規則との整合性を図り、同規則に準じる内容への変更により、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、議案第24号につきましては、人事案件につき、秘密会にてお願い申し上げます。

以上です。

○三角教育長 ただ今、事務局より日程番号1、議案第24号につきましては、人事案件のため秘密会という形で会議を進行してほしい旨の申出がありました。そのように進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三角教育長 それでは、議案第24号につきましては秘密会として取り扱うこととして、後ほど説明していただくことといたします。

続きまして、日程番号2、議案第25号 岩見沢市地域子ども会活動補助金交付要綱の一部改正について審議いたします。

説明をお願いいたします。

○小野子ども課長 それでは、議案第25号 岩見沢市地域子ども会活動補助金交付要綱の一部改正について、ご説明いたします。

この要綱は、地域子ども会の活動に対する補助金の対象や手続きについての必要な事項を定めたものですが、上位規則である岩見沢市補助金等交付規則との整合性を図るため、一部改正を行うものです。

改正の内容については、新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条では「補助金等交付申請書」が上位規則で定められているものであることがわかるように詳しく表記します。

次に、第5条では「補助金の返還」を規定していますが、これを「この要綱で特に定められていない事項は、岩見沢市補助金等交付規則によるものとする。」と改めることで、返還に至るまでの実績報告や決定の取消し、額の確定などを包括したものとし、上位規則との整合性を図ります。

施行日は令和4年4月1日を考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第25号についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。上位規則との整合性を図るというこ

とで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第25号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他に移ります。委員の皆様から何かございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局から何かありませんか。

○戸沼学校教育課長 それでは、岩見沢市立小中学校における就学校の変更許可事務処理要領の一部改正について、ご報告いたします。

この件につきましては、学校選択制度の廃止、そして通学区域の統一についてこれまでご協議をいただきましたが、その際に緩和措置としての改正についてご説明してまいりました。

内容について、新旧対照表をご覧ください。赤字が改正箇所となります。まず、要領の3を記載のとおり修正いたしますが、令和4年度の入学まで学校選択制度を適用していることから、令和4年度内に他市町村から転入があった場合に学校選択制度を活用できるよう、「(2) 令和5年3月31日までに岩見沢市内の中学校に転入するとき」と規定いたします。

その他、別表1について、「4 教育的理由」を新設いたしますけれども、一つ目の「就学にあたり、教育的配慮が必要と認められる。」は、学校選択制度の廃止によって希望する学校に進めない生徒が不登校等の恐れがある場合を想定しています。

二つ目の「転居後も就学している中学校に通い続ける。」は、中学生は高校に向けた大切な時期であること、また、学校が変わることによって制服の購入など金銭的な負担があることなどから、希望すれば同じ中学校で学べる環境を整えるものになります。

次に「6 その他の理由 現在就学している小学校の通学区域の指定中学校への進学を希望する。」について、これは小学校段階から指定校の変更を行っている児童が、その小学校の友人と同じ中学校へ進めることをイメージしたものであります。

また、別表2の改正につきましては、通学区域の統一による緩和措置になりますが、清園中学校区から光陵中学校区に変更になる地域は、これまで十数パーセントではあります。そのまま清園中学校に入学しているケースがございましたので、通学区域が光陵中学校区に変わっても清園中学校を選択できるようにするものでございます。

最後に少し戻りますが、「1 一時的理由 各学期または学年の途中である。」に「小学校5学年の修了式以後の転居の場合は卒業までとする」を追加いたします。

これについては、これまで事務の取扱いで曖昧になっていた部分を解消しようとするものであります。

以上、学校選択制度の廃止と通学区域の統一の部分で、緩和措置としてこのように改正し運用していきたく考えております。

○三角教育長 ただ今、岩見沢市立小中学校における就学校の変更許可事務処理要領の一部改正についての説明がございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

学校選択制度の実態に伴った許可基準の変更ということですが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 他になれば、その他を終了いたします。

ここで一旦、休憩とさせていただきます。

(以下、秘密会)

午後4時11分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員